

第 1 章 計画の策定にあたって

- 第 1 節 都市計画マスタープランとは
- 第 2 節 計画改定の趣旨
- 第 3 節 計画の位置づけ
- 第 4 節 計画の構成
- 第 5 節 計画の目標年次と対象区域
- 第 6 節 都市計画マスタープランの検証結果

第1章 計画の策定にあたって

第1節 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2によって規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定める計画です。

また、市町村自らが都市づくりの将来ビジョンを確立し、将来の都市像や都市づくりの目標を実現するため、土地利用や都市施設等の方針を明らかにする計画であり、長期的・総合的な都市づくりの指針としての役割を果たします。

第2節 計画改定の趣旨

神戸町（以下、「本町」という。）では、昭和46年3月に1市3町からなる線引きの大垣都市計画区域が決定され、「大垣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に基づき、岐阜県とも連携を図りながら土地利用や都市施設等の都市計画を進めてきました。特に、都市計画制度を活用しながら積極的な工業誘致を進めつつ、各種の土地利用規制により無秩序な開発を防ぐことで、豊かな田園環境と工業を中心とする産業が共存する都市として発展してきました。

しかし、平成17年には人口減少に転じており、特に、都市計画法等により土地利用が強く規制されている本町においては、集落での人口減少・地域活力の低下等が問題となっているほか、市街地においても同様の問題が顕在化しつつあります。さらに、平成26年には人口減少と少子高齢化の進行を背景に「消滅可能性都市」に位置づけられたことを受け、人口減少を抑制し、本町の活力を維持するための取組みが議論されるようになりました。

また、本町の主要な公共交通である養老鉄道についても、人口減少やモータリゼーションの進展等を背景に利用者の減少が進んでおり、今後どのように持続可能な地方鉄道として維持していくかが課題となってきました。

これらの背景を踏まえ、本町の都市づくりに関する様々な課題に対応するためには、将来都市像を示し、具体的な土地利用や都市基盤といった都市計画の方向性を共有することが求められたことから、平成29年4月に「神戸町都市計画マスタープラン」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

平成29年4月に策定した計画では、人口減少・少子高齢社会においても持続可能な都市づくりを進めるため、「コンパクト・プラス・ネットワーク」を基本的な考え方としました。そのうえで、主要な公共交通である養老鉄道を活かした移住・定住の促進、及び地域経済の発展や雇用創出に資する産業の振興に向けた企業用地の整備を重点施策として位置づけ、様々な施策を展開してきました。

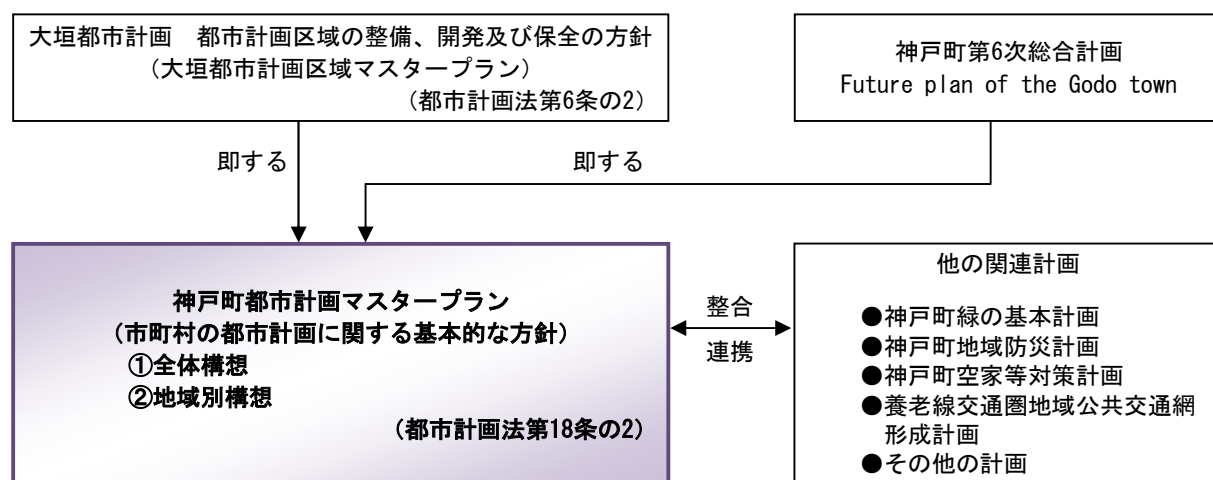
平成29年4月に策定した計画が目標年次を迎えるなか、令和元年12月には東海環状自動車道の大野神戸ICから大垣西IC、令和7年8月には本巣ICから大野神戸ICが開通しました。本町では、大野神戸ICを活用した企業誘致に向けて、令和2年12月に大野神戸IC周辺区域を市街化区域に編入し、併せて工業系用途地域を指定するなど、新たな工業用地の確保を図りました。

令和3年7月からは組合施行による神戸町西座倉土地区画整理事業を着実に推進しており、このような具体的な事業を進めるなかで、令和7年4月からは上位計画となる「神戸町第6次総合計画」の運用が開始されました。

そこで、「神戸町第6次総合計画」との整合を図りつつ、平成29年4月に策定した計画に基づく施策や事業の進捗を検証し、進捗に応じた計画内容の更新を行うとともに、土地利用や都市基盤といった都市計画の方向性を共有する必要があることから、本計画を改定することとしました。

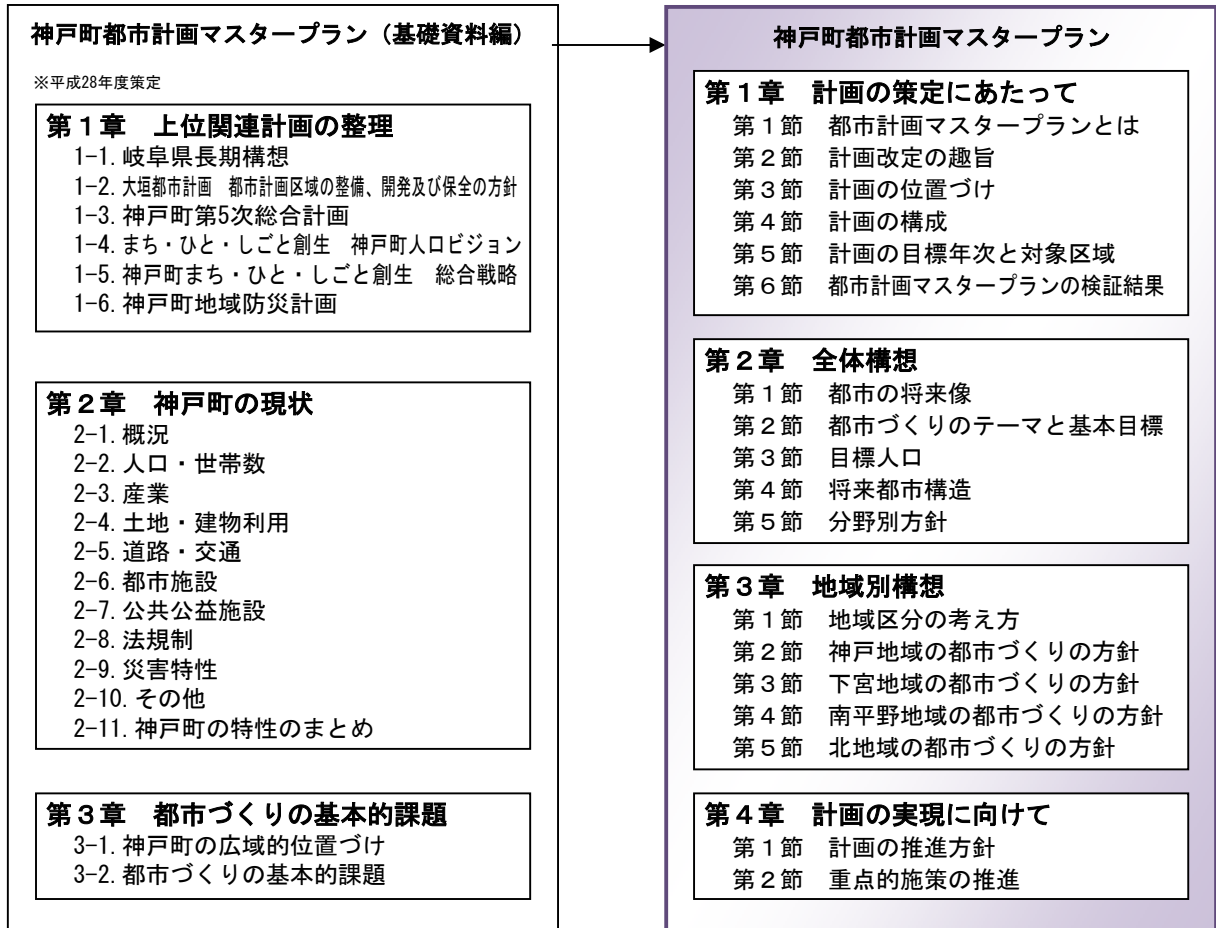
第3節 計画の位置づけ

本計画は、岐阜県が広域的な観点から都市計画の方針を定めた「大垣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と本町が策定する「第6次神戸町総合計画」を上位計画として、これらに即すとともに、各種の関連計画と整合を図りつつ定めます。



第4節 計画の構成

本計画は、本町の現状・特性をまとめ、都市づくりの課題を整理する「基礎資料編」を踏まえ、「計画の策定にあたって」、「全体構想」、「地域別構想」、「計画の実現に向けて」の全4章で構成しています。なお、前回策定時から「現状」や「課題」を確認し概ね変化がないことから、神戸町第6次総合計画及び他の関連計画との整合を図り改定しました。



第5節 計画の目標年次と対象区域

都市計画マスタープランは、長期的な展望のもとで都市づくりを考える必要があるため、計画の対象期間は、概ね20年後のまちの姿を見据えたうえで、10年後の姿を目指すことが望ましいとされています。

そこで、本計画は、上位計画である「神戸町第6次総合計画」と整合を図り、おおむね10年後の令和16年度を目標年次とします。なお、様々な情勢の変化と住民のまちづくり意向等を考慮しながら必要に応じた見直しを行います。

また、本計画の対象区域は、本町全域（都市計画区域全域）の18.78km²とします。

目
標
年
次

令和16年度

対
象
区
域

神戸町（都市計画区域）全域の18.78km²

第6節 都市計画マスタープランの検証結果

平成29年4月に策定した前都市計画マスタープランに位置づけた施策の進捗状況は以下のとおりとなります。

<重点的施策：養老鉄道を活かした移住・定住の促進>

養老鉄道周辺の活性化と併せた鉄道利用者の確保に向けて、駅周辺の空家が増加している地域での建替え等の促進や移住・定住を進めるために、定住促進奨励金や鉄道定期券購入助成金、空家バンク等の活用により、事業を継続しています。北神戸駅周辺の神戸町土地開発公社による宅地の供給事業は完了しました。

<重点的施策：東海環状自動車道を活かした企業用地の整備>

東海環状自動車道の犬野神戸ICの開通を見据え、IC周辺の地区を市街化区域に編入し、工業系用途地域を指定することで工業地としての操業環境を整備してきました。現在も土地区画整理事業や地区計画制度等を活用しながら、さらなる企業誘致や集落の生活環境に配慮した開発に向けた計画的な土地利用及び基盤整備に向けた事業の継続、検討を進めています。

<分野別方針>

重点的施策でもある東海環状自動車道の犬野神戸ICの整備に伴う整備・開発に加え、空家を活用した観光交流施設を設置、ごうど中央スポーツ公園の再整備、神戸町土地開発公社による宅地供給は完了しています。

一方、「低未利用地の利活用検討」、「準工業地域の用途純化や環境向上」、「小学校等の地域の中心施設周辺で地区計画制度等を活用した土地利用」、「公園・緑地が不足する地域や建築密度が高い密集市街地での公園・緑地整備」については、土地利用の動向及び地域ニーズを見極めつつ、中長期的な視点で進める必要があるため、引き続き優先度を勘案しつつ検討を進めます。

その他の施策については、現在も都市計画マスタープランに基づき継続中となっています。

以上のことから、未着手と継続中の施策については、本計画でも引き続き位置づけます。

